

熊本市の大西市長が来庁されました

7月28日(木)、熊本市の大西一史市長が来庁されました。熊本城修復豊島区支援金にご協力いただいた方々とお迎えし、寄せられた支援金などの目録と、区の支援活動の報告書を高野区長からお渡ししました。区では今後も熊本城修復支援および被災地支援を続けていきます。



☎総務課総務グループ ☎3981 - 4451

学「松柏軒」◇栄養バランスのとれた食事での会食と、管理栄養士によるミニ栄養講座◇区内在住の65歳以上の方※初回の方優先◇30名◇3,200円(往復はがきで8月24日(必着)までに高齢者福祉課介護予防グループ(宛先上部欄外参照)へ※応募者多数の場合は抽選。

☎当グループ ☎4566 - 2434 (平日のみ)

交流会。講師…順天堂大学非常勤講師/小田俊一氏◇4か月～1歳未満の子どもがいる父親と子どもとその家族◇15組◇スマイルカード持参。
☎8月12日10時から電話で当センター ☎5980 - 5275か直接当センター窓口へ※先着順。

くらし等

新築・増改築したときは住居表示のための届出が必要です

住所は、一定基準に従い、建物に住居番号を付けることで決まります。住居番号は区の住居表示台帳に記載され、建物に入居される方の転入手続きなどに使用されます。

アパート、マンション、ビルなど建物の名称を変更した場合や、住宅のほか、事業所・商業ビルなども届出が必要です。

区では届出に基づき現地調査を行ない、出入口の位置や申請書の内容に相違がないかを確認して、住居番号(号)を決定します。詳しくは問い合わせください。

◇届出者…建物を新築・増改築した方(所有者)。設計業者、工事を施工した業者などが代理で届出も可。

◇届出方法…新築・増改築された建物の出入口が外部から確認できる状態になり次第、建物の平面図と配置図を持参し、届出をしてください。

◇届出先…総合窓口課住民記録グループ、東・西部区民事務所※地域によって届出先管轄区域が異なります。詳しくは区ホームページで確認してください。

なお、住居表示街区表示板、住居番号表示版など(グリーンのプレート)が破損・汚損されたときは、再交付するので申し出てください。

☎当グループ ☎3981 - 1767、東部区民事務所 ☎3915 - 2334、西部区民事務所 ☎3958 - 9154

子育て・教育

平成29年度区立中学校入学(特別支援学級「固定級」入級)学級保護者説明会

- 9月8日(木)…西池袋中学校
- 9月9日(金)…巣鴨北中学校
- 9月15日(木)…西巣鴨中学校

いずれも午前9時～11時30分◇学級の概要説明/午前9時～9時20分、授業見学/午前9時20分～10時20分、質疑応答/午前10時30分から☎当日直接各特別支援学級へ。

☎西池袋中学校 ☎5950 - 0194、巣鴨北中学校 ☎3917 - 4749、西巣鴨中学校 ☎3981 - 6071

子どもとメディア講座

9月13日(火) 10時30分～正午 東部子ども家庭支援センター◇電子メディアとの付き合い方や、電子メディアがなくても楽しい親子の過ごし方を考える。講師…NPO 法人子どもとメディア/橋本光子氏◇12か月までの子どもがいる方、妊娠中の方◇25名(定)15名。4か月以下は同席。要予約。

☎8月12日午前10時から電話で当センター ☎5980 - 5275か直接当センター窓口へ※先着順。

パパの応援講座

9月17日(土) 午前10時～正午 東部子ども家庭支援センター◇子どもとの遊び方の紹介やお父さん同士の

福祉

第10回特別弔慰金の請求を受け付けています

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)に恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受け取らない場合、先順位のご遺族1名に額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。区内在住者からの請求を平成30年4月2日まで受け付けています※国債の交付には1年程度かかります。

☎福祉総務課総務グループ ☎4566 - 2421

介護サービスを利用せずに要介護4か5の家族を在宅介護している方へ

次の①～③すべてに当てはまる場合に、家族介護慰労金の申請を受け付けます。①1年以上区内在住で、介護保険の要介護4か5の家族を同居または同居に準ずるかたちで介護している、②介護を受けている方と

介護者の方が、いずれも区民税非課税世帯、③要介護4か5の認定期間内に、介護サービスを利用せず、かつ通算3か月以上の入院をしていない期間が継続して1年以上ある※年7日以内の短期入所サービス利用は除く。

◇支給額…年額10万円。詳しくは介護保険課管理グループにお問い合わせください。

☎当グループ ☎3981 - 1942

日本福祉教育専門学校区民公開講座「権利擁護の担い手市民後見人」～求められる役割とは～

8月20日(土) 午前10時～11時30分 当校高田校舎(高田3-6-15)◇成年後見の新たな担い手として地域の権利擁護を進めていく市民後見人の役割について学ぶ。講師…ソーシャル・ケア学科長/金井直子氏◇区内在住、在勤、在学の方◇40名

☎電話かファクスで「当校 ☎3982 - 2511、FAX3982 - 5133」へ。

食彩いきいきサロン2期(全8回)

9月1日～12月22日 木曜日 午前11時20分～午後1時 女子栄養大

9月1日発行の広報としま特別号「としま plus」を区内全世帯に配布します

今回の特別号のみ全世帯へ個別に配布します。同日発行の「広報としま情報版」は、通常通り新聞折り込みや希望者への個別配布となります。

- 配布期間…8月29日(月)～9月2日(金)
- 配布物…広報としま特別号「としま plus」9月号※特別号は冊子判16ページです。例月の特集版はタブロイド判8ページです。
- 配布方法…区が委託した配布員(区発行の身分証明書を携帯)が郵便受けに投函します。

☎広報グループ ☎4566 - 2532

平成28年度「としまくらしの便利帳」を掲載したタウンページを区内全域に配布します

平成28年度「としまくらしの便利帳」(旧称：豊島区くらしのガイド)を掲載したタウンページを、区内全域の世帯・事業所に配布します。「としまくらしの便利帳」は、生活に役立つ行政情報を案内しています。ぜひ利用してください。

◇配布期間…9月上旬～30日※地域により配布日が異なります。

◇発行…NTT 東日本、編集…NTT タウンページ(株)
☎広報グループ ☎4566 - 2532



▲「防災タウンページ」とセットで配布します

職員採用



資格など詳細は区ホームページか各課窓口で募集要項などを確認してください。

学童クラブ職員(非常勤職員)

◇子どもスキップなどでの児童指導業務◇任期…10月1日～平成29年3月31日まで(更新あり) 用申込書・自己申告書・論文(子ども課・池袋本町児童館・各子どもスキップ・各中高生センターで配布)を8月26日(必着)までに子ども課管理グループへ

郵送か持参(持参は8月29日まで)。
 担当グループ☎4566-2471

官公署だより

●池袋消防署 「防災・救急フェア」

8月28日(日) 午前11時～午後3時
 池袋西口公園◇消防車両展示、地震体験、初期消火体験、応急救護体験、煙体験など 用当日直接会場へ。
 担当署住宅防火対策担当☎3988-0119



●豊島都税事務所

「8月は個人事業税第1期分の納期です」

8月31日(水)までに、お手元の納税通知書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。また、省エネ施設の取得にかかわる減免の申請も受け付けています。

担当事務所☎3981-1211(代表)

お詫びと訂正

「広報としま」8月1日号(特集版)3面の「豊島区内の国重要文化財巡り健康ウォークラリー」の記事のなかで、電話番号に誤りがありました。「3980-5163」としましたが、正しくは「3981-1190」でした。お詫びして訂正します。
 用文化財グループ☎3981-1190

9月 保健所カレンダー

予約制等の事業は随時受け付けているため、定員に達していることがありますのでご了承ください。

	事業名	池袋保健所 ☎3987-4172~4	長崎健康相談所 ☎3957-1191
子どもの健康	1歳児歯科健診・総合相談 対象(1歳~1歳3か月児)〔予約制〕	1・15日(休) 午前9時~9時30分	
	こども歯科健診 対象(2歳・2歳6か月・3歳6か月~4歳児)〔予約制〕	8・29日(休) 午前9~10時	6・20日(火) 午前9~10時
	母親学級〔予約制〕	9・16・23日(金) 午後0時40分~3時30分	7・14・21日(水) 午後0時40分~3時30分
	パパ・ママ準備教室〔予約制〕	10日(土) ①午前9時20分~11時30分 ②午後1時20分~4時	
おとなの健康	生活習慣病予防健診(男性)〔予約制〕※対象…平成28年度20歳~40歳未満の男性	9日(金) 午前8時50分~9時	
	女性の骨太健診〔予約制〕※対象…平成28年度20歳~40歳未満の女性	7日(水) ①午前8時50分~9時 ②午前9時50分~10時	
	健康(保健・栄養)相談〔予約制〕	9日(金) 午後1時15分~2時30分	21日(水) 午後1時30分~3時
	食事(栄養)相談〔予約制〕		8日(木) 午前9時30分~11時
	女性の専門相談〔予約制〕	7日(水) 午後1時15分~2時30分	
	HIV(エイズ)検査〔予約制〕※結果は検査の1週間後	5日(月) 午後1時30分~2時30分	
こころの健康	B型・C型肝炎ウイルス検査〔予約制〕※結果は約1か月後に郵送	9日(金) 午前10時~10時30分	
	こころの相談〔予約制〕	21日(水) 午後2~4時	
その他	家族相談〔予約制〕	12日(月) 午後2~4時	
	随時相談	思春期・不妊症・更年期・難病・エイズ・感染症など、健康に関する相談を受けています。 平日 午前9時~正午、午後1~5時	
	ぜん息相談(呼吸器全般)	電話相談は随時 面接相談は要予約 用公害保健グループ☎3987-4220	
	飼い犬・飼い猫のしつけ相談〔予約制〕	29日(木)午後1時30分~4時 用生活衛生係☎3987-4175	

9月 母子健康相談

2日(金) 区民ひろば駒込	午後1時30分~2時	21日(水) 区民ひろば要	午前10時~10時30分
7日(水) 池袋保健所	午後1時30分~2時	26日(月) 長崎健康相談所	午後1時30分~2時30分
20日(火) 区民ひろば高南第二	午前10時~10時30分		

用池袋保健所☎3987-4174 用長崎健康相談所☎3957-1191

体育施設 へ行こう

●申込みは、前日までに各施設へ
 ●詳細は直接施設へ問い合わせてください

豊島体育館 ☎3973-1701

◆夏のイベント ①運動遊び広場…8月22日(月) 午前9時30分~午後4時◇幼児と保護者、小・中学生

◆肩こりでお悩みの方(全4回)

②健康気功教室…火曜日 午前11時~午後0時15分◇4,000円、③健康ヨガ…火曜日 午後7時30分~8時45分◇4,000円

◆運動不足の方におすすめ ④エアロビクス…火・木曜日 午前9時30分~10時30分◇400円、⑤ウォークエアロ…木曜日 午前11時~正午◇400円

⑥水曜日(全4回) ③ヨガ…午前11時~正午、④フラダンス…午後0時20分~1時20分◇各3,570円

雑司が谷体育館 ☎3590-1252

◆9月コース型教室 月曜日(全3回) ①ヨガ…午前9時40分~10時40分、②ピラティス…午後0時20分~1時20分◇各3,570円

③水曜日(全4回) ③ヨガ…午前11時~正午、④フラダンス…午後0時20分~1時20分、⑤幼児水泳教室(年中~年長)…午後3時40分~4時30分◇各4,760円

⑥水曜日(全3回) ⑥バドミントン教室初級…午後1時40分~3時◇3,570円

⑦金曜日(全5回) ⑦アクアビクス…午前10時10分~11時10分◇4,860円、⑧リズムエクササイズ…午後0時20分~1時20分◇

5,940円、⑨ヘルスケア体操…午後2時45分~3時30分◇3,780円、⑩おとなバレエ初級教室(全4回)…午後6時30分~7時30分◇5,620円 土曜日(全4回) ⑪ピラティス・ベーシック…午後1時45分~2時45分◇4,760円

池袋スポーツセンター ☎5974-7262

◆登録制教室のご案内 ①小学生体操教室(逆上がり)(全9回)…9月3日~10月29日 土曜日 午後5時~5時55分◇15名◇10,800円、②新日本舞踊エクササイズ(全4回)…9月1・8・15・29日 木曜日 午後2時30分~3時30分◇40名◇3,200円

①②とも用往復はがきで、8月20日(必着)までに「〒170-0012 上池袋2-5-1 池袋スポーツセンター」へ※当施設へ直接申込みも可。

巣鴨体育館 ☎3918-7101

◆フリーパス会員受付中 プール、トレーニングジムを好きな時に好きなだけ利用でき、一部有料レッスンも無料。南長崎中央公園スポーツセンターも使用可◇区内在住の方3,500円、区外の方4,000円(毎月1日~月末)◇16歳以上の方

用印鑑・本人確認用証明書・写真を持参※詳細は問い合わせてください。

秩父宮記念スポーツ博物館巡回展

8月26日まで としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)◇各体育施設のスポーツ・健康教室を毎日開催。詳しくは区ホームページをご覧ください。

用スポーツ振興グループ☎4566-2764



「土地が高く売れます」？ 原野商法の二次被害に注意！

値上がりの見込みがない土地を、将来値上がりするように説明されて購入した「原野商法」の被害者に、土地が高く売れると伝えて測量や整地の費用を請求したり、別の土地を購入させるなど、「原野商法の二次被害」の相談が増加しています。

●事例1…40年前に遠方の別荘地を買い、利用せず放置していた。自分も高齢になり、相続のことを考えて早く処分したいと思っていたときに、不動産業者から電話があり「別荘地を売りたい人がいる」と言われた。購入希望者の「買付証明書」が届いたので、信用して整地代として70万円を振り込んだ。その後、測量費用50万円も請求されているが、本当に土地が売れるのか不安だ。

●事例2…30年位前に購入した山林を「買取る」という電話が不動産業者からあった。来訪した業者に「山林の買取りのために、別の土地を購入してほしい」と言われた。「その土地は、将来太陽光発電の会社が高く買取る予定だ」と言われたので買うことに決め、山林の売却額と土地購入額の差額100万円を払った。家族から「話が不審なのでやめたほうが良い」と言われたが、解約できるだろうか。

アドバイス

①「土地を売りたい人がいる」「高く売れる」などのうまい話をうのみにしないようにしましょう、②不審な勧誘はきっぱり断りましょう、③契約する前によく考えましょう、④家族や地域での見守りも大切です。

用消費生活センター☎3984-5515(相談専用)

広告

55歳以上の英会話生徒募集

毎回の講座で、「一話完結のテキスト」を用いて、プロジェクターからスクリーンへ映して授業を展開します。(黒板、ホワイトボードは使いません)

【月謝】6,000円(月4回開講)

【場所】池袋図書館前、御嶽神社となり

【講師】私立大学で20年間国際交流アドバイザーとして世界中を巡ったベテラン講師が指導します。

英語アシスト

☎080-1090-6334

✉ sesukigara@yahoo.co.jp

豊島区池袋3-45-1

ドミールST101